

2017年10月改訂

貯法	室温保存
----	------

動物用医薬品

キノロン系抗菌剤

指定医薬品 使用基準

承認指令書番号	15 消安第 5567 号
販売開始	1997年8月

水産用オキシリン酸懸濁液 50「リケン」

【本質の説明】

本剤は白色の懸濁液剤です。

【成分及び分量】

有効成分	含量 100mL 中
オキシリン酸	5g

【効能又は効果】

オキシリン酸感受性菌に起因する下記疾病魚類に対する死亡率の低下。

すずき目魚類：類結節症

【用法及び用量】

1日量として魚体重 1kg 当たり下記の量を飼料に均一に混ぜて経口投与する。

すずき目魚類：20mg 以下（本剤として 0.4mL 以下）

【使用上の注意】

（基本的事項）

1. 守らなければならないこと

（一般的注意）

- ・本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。なお、用法・用量に定められた期間以内の投与であってもそれを反復する投与は避けること。
- ・本剤は 5 日を超える連続投与を避けること。
- ・本剤の使用に当たっては、適応症の治療上必要な最小限の期間の投与に止めること。
- ・本剤は、効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は、指導機関（家畜保健衛生所、魚病診断総合センター、水産試験場等）に相談の上使用すること。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条の 4 の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品ですので、すずき目魚類について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

すずき目魚類：食用に供するために水揚げする前 16 日間

（使用者に対する注意）

- ・使用時にはマスク、メガネ、手袋等を装着し、吸入及び目や皮膚に付着しないよう注意して慎重に使用し、使用後は石けん等でよく洗い、水で十分うがいすること。

（魚に関する注意）

- ・本剤の投与前には健康状態について観察し、異常を認められた場合は投与しないこと。

（取扱い及び廃棄のための注意）

- ・小児の手の届かない所に保管すること。
- ・本剤の保管は、直射日光、高温及び凍結等を避けること。

- ・誤用や事故を避けるため他の容器に入れ替えないこと。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

（使用者に対する注意）

- ・誤って本剤を飲んだり目に入った場合は、直ちに医師の診察を受けること。

（魚に関する注意）

- ・副作用が認められた場合には、速やかに指導機関に相談すること。

（取扱い上の注意）

- ・本剤の必要量をミンチに混ぜるか、練餌によく混ぜて与えること。
- ・使用に際して均一に混和すること。

【使用期限】

36 カ月

【包装】

1L、5L

【製品情報お問い合わせ先】

リケンベッツファーマ株式会社
 〒332-0011 埼玉県川口市元郷 4-1-8
 TEL：048-224-8451 FAX：048-224-1079
 E-mail：riken@r-vets.jp

製造販売業者



リケンベッツファーマ株式会社

埼玉県川口市元郷 4-1-8

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。

動物用医薬品

2017年10月改訂

貯法 室温保存

キノロン系抗菌剤

指定医薬品 使用基準

承認指令書番号	15 消安第 5568 号
販売開始	1997年8月

水産用オキシリン酸懸濁液 200「リケン」

【本質の説明】

本剤は白色の懸濁液剤です。

【成分及び分量】

有効成分	含量	100mL 中
オキシリン酸	20g	

【効能又は効果】

オキシリン酸感受性菌に起因する下記疾病魚類に対する死亡率の低下。

すずき目魚類：類結節症

【用法及び用量】

1 日量として魚体重 1kg 当たり下記の量を飼料に均一に混ぜて経口投与する。

すずき目魚類：20mg 以下（本剤として 0.1mL 以下）

【使用上の注意】

（基本的事項）

1. 守らなければならないこと

（一般的注意）

- ・本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。なお、用法・用量に定められた期間以内の投与であってもそれを反復する投与は避けること。
- ・本剤は 5 日を超える連続投与を避けること。
- ・本剤の使用に当たっては、適応症の治療上必要な最小限の期間の投与に止めること。
- ・本剤は、効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は、指導機関（家畜保健衛生所、魚病診断総合センター、水産試験場等）に相談の上使用すること。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条の 4 の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品ですので、すずき目魚類について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

すずき目魚類：食用に供するために水揚げする前 16 日間

（使用者に対する注意）

- ・使用時にはマスク、メガネ、手袋等を装着し、吸入及び目や皮膚に付着しないよう注意して慎重に使用し、使用後は石けん等でよく洗い、水で十分うがいすること。

（魚に関する注意）

- ・本剤の投与前には健康状態について観察し、異常を認められた場合は投与しないこと。

（取扱い及び廃棄のための注意）

- ・小児の手の届かない所に保管すること。
- ・本剤の保管は、直射日光、高温及び凍結等を避けること。

- ・誤用や事故を避けるため他の容器に入れ替えないこと。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

（使用者に対する注意）

- ・誤って本剤を飲んだり目に入った場合は、直ちに医師の診察を受けること。

（魚に関する注意）

- ・副作用が認められた場合には、速やかに指導機関に相談すること。

（取扱い上の注意）

- ・本剤の必要量をミンチに混ぜるか、練餌によく混ぜて与えること。
- ・使用に際して均一に混和すること。

【使用期限】

36 カ月

【包装】

1L、5L

【製品情報お問い合わせ先】

リケンベッツファーマ株式会社
 〒332-0011 埼玉県川口市元郷 4-1-8
 TEL：048-224-8451 FAX：048-224-1079
 E-mail：riken@r-vets.jp

製造販売業者



リケンベッツファーマ株式会社

埼玉県川口市元郷 4-1-8

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。